

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和2年3月9日

指宿市長 豊留 悅男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

指宿市【指宿地域、山川地域、開闢地域、新西方地域】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月6日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	58 経営体
個人	566 経営体
集落営農	0組 織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている 担い手はいるが十分ではない 担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を有効に活用のうえ、中心となる経営体に農地の集積を進めていく。また、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の定着支援等により、今後地域における中心となりえる経営体の確保を図りつつ、農地中間管理機構を有効に活用した中で、中心となる経営体への農地集積を図り、作業効率の向上・コスト低減により地域農業の維持・発展を図る。